

診療所における新型コロナウイルス感染症拡大防止等 支援事業助成金交付要綱

1 趣旨

この要綱は、広島市内の診療所（歯科を除く。以下同じ。）において、新型コロナウイルス感染症の院内感染を防ぎながら発熱患者等への診療が適切に行えるよう支援することを目的として実施する診療所における新型コロナウイルス感染症拡大防止等支援事業助成金の交付に関し、必要な事項について定めるものとする。

2 助成内容

本事業の内容については、以下のとおりとする。

- (1) 診療所において、新型コロナウイルス感染症の院内感染を防止し、発熱患者等の診療を適切に行うために、発熱患者等とその他の患者の混在を避けるための整備等に係る経費に5分の4を乗じた額を予算の範囲内において助成する。
- (2) 1診療所当たり100万円を限度とし、助成金の交付回数は、同一事業につき1回とする。
- (3) 助成額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

3 対象者

本事業の対象施設は、広島市内に存する診療所とし、申請者が市域の医師会の会員であるか否かは問わない。

4 対象経費

対象経費は、新型コロナウイルス感染症の院内感染を防止し、発熱患者等の診療を適切に行うために必要な経費とし、以下の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 発熱患者等とその他の患者の混在を避けるための動線の確保等（パーテーションの設置、発熱患者等の専用の待機場所や診察室の設置等）の整備に必要な経費。
- (2) オンライン診療の導入（機器の購入、システムの導入等）に必要な経費（整備費）。
- (3) 空気清浄機の購入や換気扇の整備等に必要な経費。ただし、(1)又は(2)の整備と併せて行う場合に限る。

2 前項の規定にかかわらず、国や広島県等他の支援金・交付金等の給付を受けるもの又は受けたものは、助成金の対象外とする。

5 対象期間

令和2年4月1日から令和3年3月1日までとする。

6 申請方法

(1) これから整備等を行う場合

ア) 提出書類

助成を受けようとする者は、次に掲げる書類を、広島市医師会会長に提出するものとする。

ただし、安佐南区及び安佐北区の診療所は安佐医師会を、安芸区の診療所は安芸地区医師会を経由して提出するものとする。（以下、書類の提出先は同様とする。）

- ① 交付申請書
安佐南区及び安佐北区の診療所：様式1-2
- ② 事業内容及び予算書（別紙1）
- ③ 図面等
- ④ 見積書
- ⑤ 預金通帳（口座番号が確認できるページ）の写し

イ) 申請期間

令和2年9月10日から令和2年12月25日（必着）までとする。なお、申請状況等により延長する場合もある。

(2) 既に整備等が終了している場合（令和2年4月1日以降に整備等した場合に限る。）

ア) 提出書類

令和2年4月1日以降に整備等を実施し、既に終了している場合であって、助成金を受けようとする者は、次に掲げる関係書類を広島市医師会会長に提出するものとする。

- ① 交付申請兼実績報告書
安佐南区及び安佐北区の診療所：様式4-2
- ② 事業内容及び決算書（別紙2）
- ③ 整備等の内容が分かる写真等証拠書類
- ④ 領収書（写しも可とする。）
- ⑤ 預金通帳（口座番号が確認できるページ）の写し

イ) 申請期間

令和2年9月10日から令和2年12月25日（必着）までとする。

7 助成金交付決定

- (1) 広島市医師会会長は、本事業の助成金を受けようとする者（以下、申請者という。）から申請があったときは、申請内容を確認し、適正と認めるときは、予算の範囲内において、助成金の交付を決定し、助成金交付決定通知書（様式2）により、申請者に通知するものとする。
- (2) 助成金の交付決定にあたっては、次の条件を付すものとする。
 - ア) 助成金は、当該事業以外の目的に使用しないこと。
 - イ) 申請した事業の内容を変更しようとするときは、広島市医師会会長に変更申請書を提出すること。
 - ウ) 申請した事業を中止しようとするときは、広島市医師会会長に報告すること。
 - エ) 申請した事業が実施期間内に終了しないとき、又は申請した事業の遂行が困難になったときは、遅滞なく広島市医師会会長に報告してその指示を受けること。
 - オ) 申請した事業に関する領収書等の関係書類は、助成金の交付を受けた年度の終了後5年間保管すること。
 - カ) 本助成金により取得した単価50万円以上の機械及び器具は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)」に定める期間（当該期間が10年を超える場合は、10年とする。）を経過するまでの間、本助成金の交付目的以外に使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供しないこと。また、廃棄する場合は、事前に理由を付して広島市医師会会長に申し出ること。

8 交付決定の取り消し

広島市医師会会長は、助成金の交付決定を受けた申請者（以下、事業者という。）が前項の(2)のア)の条件に違反したときは、前項の(1)に規定する交付決定を取り消すことができる。

9 申請内容の変更

事業者は、申請内容を変更しようとするときは、次に掲げる書類を広島市医師会会長に提出しなければならない。

- ① 変更申請書（様式6）
- ② 変更後の事業内容及び予算書（別紙1）
- ③ 変更後の図面、見積書等確認書類

10 事業の中止

事業者は、事業を中止しようとするときは、中止届（様式7）を広島市医師会会長に提出しなければならない。

11 実績報告

事業者は、申請した整備等が完了したときは、次に掲げる書類を、令和3年3月1日（必着）までに広島市医師会会長に提出するものとする。

- ① 実績報告兼交付請求書（様式3）
- ② 事業内容及び決算書（別紙2）
- ③ 整備等の内容がわかる写真等証拠書類
- ④ 領収書（写しも可とする。）

12 助成金額の確定

広島市医師会会長は、実績報告兼交付請求書又は交付申請兼実績報告書の提出を受けた場合において、書類審査又は必要に応じて現地調査を行い、適正と認められるときは、助成金額を確定し、助成金確定通知書（様式5）により、事業者に通知するものとする。また、適正でないと認めるときは、助成金の一部を取り消し、事業者に通知するものとする。

13 その他

この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

- (1) 交付決定施設の情報は、広島市等において公表する場合がある。
- (2) この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行日）

この要綱は、令和2年8月17日から施行し、令和2年4月1日以降に事業を開始したものから適用する。